

住居の配置と通路

—通路から見た集落構成—

岩 松 保

1. はじめに

弥生・古墳時代の集落遺跡では、特に関東地方の集落の場合、堅穴住居のカマドや炉の位置に集落全体で一定の傾向が見られる。さらに、堅穴住居の方位や配置にもある傾向が見てとれる場合がある。当時の集落にあっては、各堅穴住居の住人が自由な意志で自由な位置に住居を造ったのではなく、その占地は二重に規制されていたであろう。一つは、集落の意志ともいべき集落全体の規制・約束事で、集落内部の空間利用に関する約束や小集団内・外の関係によってなされたであろう。もう一つは実際の堅穴住居の立地を制限する物理的な制約である。住居の占地・配置を物理的に制約するのは、既存の堅穴住居やそれに伴う「園宅地」・樹木、自然地形などが想定できるが、加えて、集落の中の通路が考えられる。

当時の集落は堅穴住居などの構築物が配置され、その間隙は畠地・作業場や樹木・雑草で覆われていたであろう。そうすると、集落内がグラウンドの中のように自由に通行されたと考えるよりも、一定の通路——住人が日常的に歩くことで踏み固められた小道があつたと考えるのが自然である。通路は集落内の堅穴住居を有機的に結びつけていた。さて、堅穴住居の戸口は住居内への出入りの便を保つため通路側に設けられ、住居は通路に対して「開いていた」と考えられる。堅穴住居の戸口が通路に面し、それ故、堅穴住居の方向が通路に規制され、一部の堅穴住居が一定の方向に揃っていると考える。ところで、カマドや炉の位置は、通常、堅穴住居の戸口の対面に位置すると考えられている。堅穴住居の占地に対する通路による規制は、カマドや炉が一定の方向・位置に揃う事実に反映しているのではないか。この考えに立ち、群在する堅穴住居の戸口を結ぶと集落内の通路が復原できないか、というのがこの小論の趣意である。ここでは状況証拠に寄りながらではあるが、集落内の堅穴住居を結ぶ通路の復原を行い、加えて集落内の小集団の抽出を行いたい。

発掘調査は大地に残された遺構・遺物を検出する作業であり、大地に残らない構造物は当然のことながら、確認できない。集落を構成する要素は多くあるが、発掘調査で確認できるのはその一部である。集落遺跡の調査から引き出せる資料の限られた性格を鑑みると、

これらの資料を操作するに当たっては、想像を逞しくしても、し過ぎることはないと考える。牽強付会の誇も免れ得ないが、空想を逞しくし、集落景観の一端に迫ってみたい。

2 研究小史と方法

集落研究の論考は多いが、論旨に関連する論文を中心に研究史を振り返っておこう。近藤義郎は、集落が最小の消費・経営単位である複数の竪穴住居群(単位集団)によって成立していることを提唱し¹、以後の集落研究に大きな影響を与えた。さらに、和島誠一・金井塙良一は、集落内の竪穴住居の配置に小住居址群=単位集団を捉え、その紐帶を世帯共同体とした。そして、古墳時代前期では各竪穴住居の自立性の低い集団、後期では農業経営と生産活動にきわめて自立的な集団と分析し、後期のものを家父長制的世帯共同体と考え、各竪穴を戸門、単位集団を郷戸につながるものと考えた。²この研究はその後の集落研究の礎えとなつたが、理論的な側面が強く、彼らの考えをその後の研究が立証していくものであった。都出比呂志は、近藤の提唱した単位集団を世帯共同体とし、これらの竪穴住居の小グループの歴史的位置づけをなした。³これら単位集団・世帯共同体の概念は、集落を構成する集団・共同体の分析に有効であるが、理論的であり過ぎ、そのため、集落内の単位集団を指摘する論考は多いにも関わらず、具体的にその分布・配置までを論じた論考は少ない。複数の時期にまたがった集落跡などは、出土土器から各時期の竪穴住居を分類しその分布を示すことで、よしとする傾向がある。また、出土土器の比較からでは、明らかに同時併存が不可能な隣接し過ぎた複数の竪穴住居を同時期・同集団に分類してしまうことも、まああり、その限界が指摘できる。

集落内の集団を具体的にグルーピングして、その方向性を示唆した論考について見ておこう。都出比呂志は東京都八王子市中田遺跡を例にとり、同一の主軸を有して近接した住居群をまとめることで単位集団を抽出した。⁴これらの住居群がなす小住居区を屋敷地の萌芽と捉え、最初は階層的に上位の人たちの間に広がったと考えた。数時期にわたる集落で、具体的に住居群を抽出する手法を提示した。小笠原好彦は都出と同手法を取りながら、広場——住居群の前列に作業場や祭祀の場といった空閑地を設け、その周囲に竪穴住居の「半円形配列」や「L字形」の配列をなす群を単位集団として捉えている。単位集団を単位として集落内の移動・構成を論じた点が注目される。さらに、高橋一夫は黒井峯遺跡の調査成果を念頭に置き、1~数棟の竪穴住居で住居跡小群が構成され、それがさらに1~数個集まって住居跡群を形作ると考えた。⁵高橋の論では、集落を竪穴住居個々に分解して捉えるのではなく、実際の竪穴住居の配置を基に、住居跡小群を単位に集落を概念構成した点が評価される。しかし、彼のグルーピングにおいては、その根拠が示されておらず、客觀

性に欠けるきらいがある。

ついで、考古学における「道」についての研究を振り返っておこう。集落遺跡において、通路を復原した論考は少ない。水野正好は縄文時代集落を分析し、静岡県出口遺跡や長野県与助尾根遺跡で集落内の道を指摘している⁷。大阪府河南町東山遺跡の報告書では、大きく3つに分かれた尾根に立地する居住区を連絡する道を復原し、各居住区を有機的に関連づけたが、各居住区内の通路については論じられていない。両論考とも集落の道について触れている程度で、この視点を発展させていない。一方、古墳群内の道の復原がなされている。水野正好は後期の群集墳に墓道を設定することにより、群集墳の築造の順序とその家族の推移を検討した⁸。この考えは一定の成果を得て、各地の群集墳の分析に援用されている。歳勝土遺跡では方形周溝墓群の間に墓道を復原している⁹。

さて次に、道の復原に関わって重要な堅穴住居の入口の位置について見ておこう。通説は、炉・カマドの対面に入口部を想定するものである。西日本においては、カマドが堅穴住居に造られるまでの弥生～古墳時代の堅穴住居には、その中心に炉を設けるため、梯子ピットの検出等によらなければその入口を確定しにくい。一方、関東を中心とした東日本においては、楕円形～隅丸方形の堅穴住居の長軸の一方に片寄って炉が検出され、その対辺に梯子ピットや踏み固めが確認されることから、入口方向と炉の位置に一定の法則があったといえる。渡辺修一は関東の堅穴住居の戸口の位置の研究史を整理し、①壁に向かって外傾する所謂「梯子ピット」、②硬質・馬蹄形の土堤状盛り上がりや硬質・ベッド状高床部、③「梯子ピット」の位置にそれとは異なり直立乃至わずかに内傾する「ブリッヂ・ピット」、に戸口を推定した¹⁰。個別の堅穴住居で戸口を検討する必要があるが、この論考では基本的に通説に拠り、上掲した渡辺の整理を踏襲しよう。

ついで堅穴住居の配置で問題になるのが、住居の占める面積である。現在通説となっているのは、都出比呂志の見解である¹¹。都出は絵画と堅穴の壁体の高さを検討し、さらに堅穴の掘削に伴う排土処理の観点から、堅穴の周囲に数mの土堤(周堤)を推定した。藤田憲司は都出とは異なる根拠から、「壁体間距離が3～4mに満たない複数の住居は、とりもなおさず上屋が重なり合うことを意味」するとし、堅穴住居の並存に一定の空間を置くことを唱える。この論考では住居占有面積に関するこれらの考え方を容れて、最低4m程度の空間を同時並存の住居である必要条件としよう。出土土器の型式については、ある程度の幅をもって同時期・並存関係を認めよう。堅穴住居跡から複数の土器が出土しても、一型式内でまとまる場合は皆無で、前後の型式を含むことが多い。これは、型式学的観点からの研究が進み、タイム・スケールとしての土器の分類は細分化したが、土器型式の変遷と堅穴住居の使用年数とが、必ずしも一致しないからである。堅穴床面出土の数少ない

土器では、型式上で占める位置はわかっても、住居の並存関係は厳密にはわからないのである。

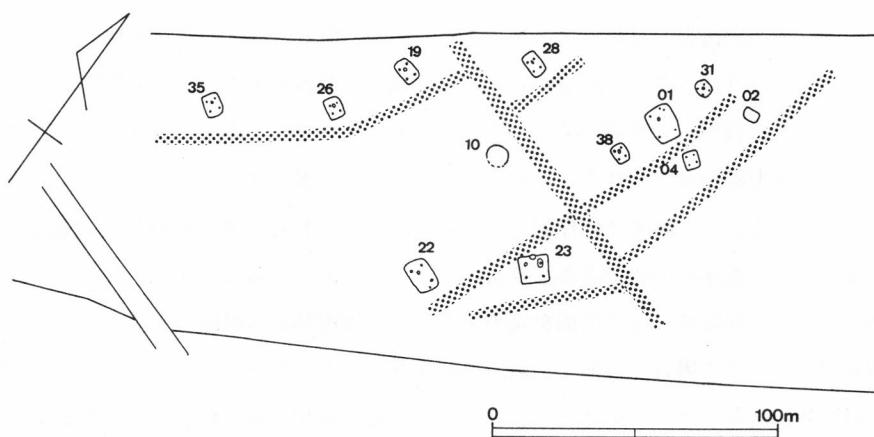
次の節で、集落に散在・群在している竪穴住居を結ぶ通路を復原し、集落構成に迫ってみたい。この通路は幾何学における補助線であり、それによって、集落の構造を視角的に際だたせよう。

3 集落通路の復原

ここで、各遺跡でどのように道が復原できるかを検討していこう。あわせて、小集団の抽出作業を行っているが、竪穴住居の分布からのみの検討であり、出土遺物や住居の大小まで検討材料にいれていない。これらの集団が個々の小共同体としてどこまで自立していたかは分からぬ。そこで、とりあえず、「単位集団」・「世帯共同体」の語は避け、高橋一夫の設定した集落構成の語句を利用させていただき、「住居跡小群」、「住居跡群」を用いたい。

まず、比較的様相の単純な集落——短期間で廃絶された集落の中から、数例の遺跡を見てみよう。

¹⁶ 千葉県谷田木曾地遺跡 弥生時代から古墳時代にかけての竪穴住居が検出されている。弥生時代後期末葉が9棟(1・10・19・22・26・28・31・35・38号住居)、古墳時代後期後半が3棟(2・4・23号住居)である。両時期とも北東から南西に竪穴住居が一直線に並ぶ配置をしている。弥生時代の住居の内、10号住居を除く全ての竪穴住居が、北西—南東に主軸をもち、住居の主軸上やや北西に偏した位置に炉を有している。一方、古墳時代後期の3棟の竪穴住居は若干の軸の振れはあるが、おおむね北西—南東を指向しており、北西



第1図 谷田木曾地遺跡(注16より加筆・転載)

辺にカマドを設けている。報告者は各時期の住居ともほぼ同一時期に存在していたと報告している。

さて、炉やカマドの対辺に入口を想定すると、10号住居を除く全ての堅穴住居が南東辺に戸口が復原でき、堅穴住居の南西辺がほぼ一直線に並ぶ列が3列(28・19・26・35号住居、31・1・38・22号住居、2・4・23号住居)ある。この位置に南西—北西に通じる当時の通路があり、それ故、堅穴住居の戸口の位置する辺が一直線に揃うのであろう。さらに、10号住居に着目すると、19号住居と北西—南東に並ぶ。これもまた、通路によって堅穴住居の配置が規制された結果であろう。ここにも北西—南東に通じる通路が復原できよう。この集落の場合、「通路の共有」という視点で横列の堅穴住居間に結びつきが推測される。これらの住居の関係は通路を共有していない他の堅穴住居よりも何らかの強い結びつきを有していたと捉え、住居跡小群と考えたい。このように、谷田木曾地遺跡の堅穴住居を住居跡小群に分類すると次のようなになる。()が1住居跡小群。

弥生時代 I(28号住居) II(19・26・35号住居) III(22号住居) IV(31・1・38号住居)

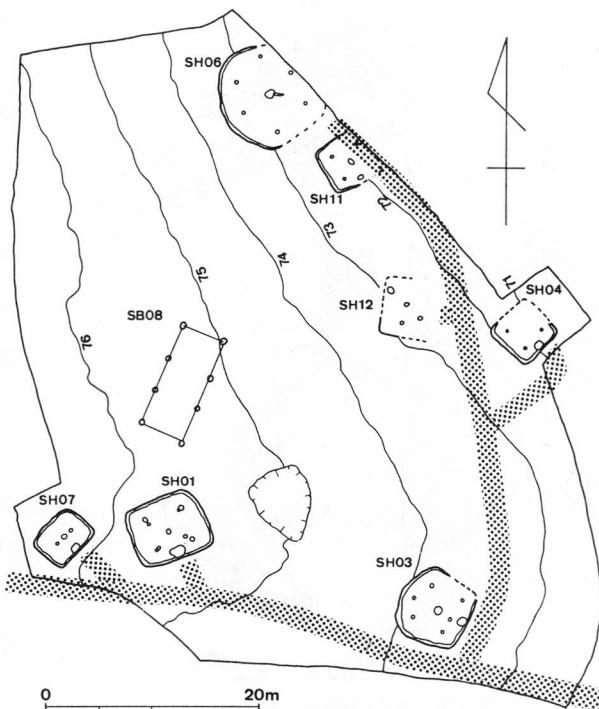
古墳時代 V(2・4号住居) VI(23号住居)

それぞれの住居跡小群III・IV・Vの背後には一定の空閑地があり、住居跡群による「園宅地」の「経営」が想定できそうだ。

京都府長岡市谷山遺跡 (長岡京跡右京第237次調査)¹⁷

弥生時代後期の7棟の堅穴住居・掘立柱建物が検出されている。他の地点では遺構・遺物が検出できなかったが、少なくとも、この調査区を含む範囲が集落の居住区として機能していたと言える。

出土土器の検討とSH11(報告では右京第237次調査の意でSH23711であるが、「237」を略す。以下同。)を除くすべての住居が焼失



第2図 谷山遺跡(注17より加筆・転載)

していることから、6棟が同時に建っていたと報告されている。SH11のみが火災にあっていないことと、SH06とSH11の間には十分な空間が置かれていないことから、両堅穴住居は並存していたとは言えまい。大局的に、円形から方形に堅穴住居の平面形が推移することから、おそらくSH11がSH06に後出するのであろう。火災による集落全域の焼亡の後、SH11のみこの地に残ったのであろう。これらの堅穴住居を結ぶ通路を想定すると、堅穴住居の分布から、SH03から等高線に平行して北に通じる通路と等高線に直交して西に昇る通路に分かれるであろう。西への通路に着目すると、SH03とSH01・07を一本の通路で結ぶとすると、SH01・07の南側に通路が想定できる。SH01・02とも戸口部分に貯蔵穴状の掘り方がある。同様に、貯蔵穴部分に戸口を想定すると、北への通路にあるSH04は南の辺に戸口があり、SH12とSH04の間に通路が復原でき、SH06・11に至る。

住居跡小群を見ておこう。

I (SH01・07) II (SH03) III (SH12) IV (SH04) V (SH06→11)

また、通路が大きく西と北の二手に分かれるが、これを「住居跡群」と捉えよう。

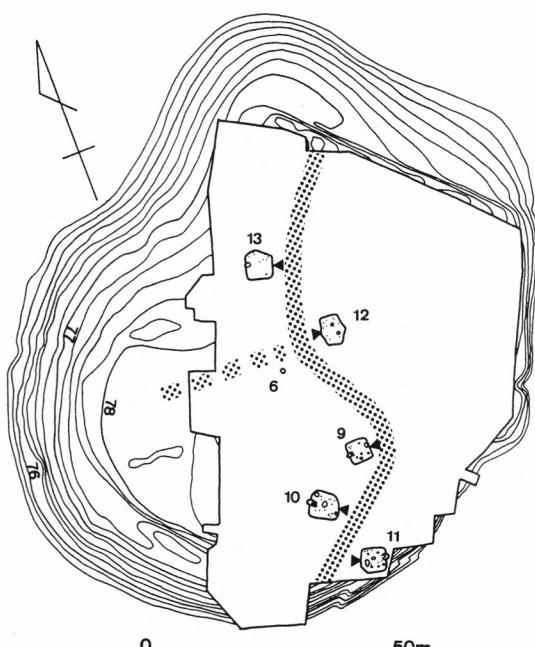
南「住居跡群」 I・II

北「住居跡群」 III・IV・V

SH03は通路が分岐する地点にあり、平面形も五角形と特殊で、器台型土器の集中や板

状鉄斧の出土など、他の堅穴住居とは異質である。また、SH06も平面形が円形でミニチュア土器や不明土製品・鉄製鋤(鍬)の出土がある。これらSH03・06の住居は常の居住に使用されていたか否かを別にして、集落全体——各住居跡群全体の施設と考えるのが妥当であろう。

¹⁸ 京都府福知山市奥谷西遺跡 弥生時代中期から古墳時代後期にかけての集落で、調査地内では13棟の堅穴住居が検出されている。古墳時代後期(TK43型式併行)に限って見てみると、5棟の堅穴住居があり、うち3棟にカマドが設



第3図 奥谷西遺跡 ▲は入口
(注18より加筆・転載)

けられている(9・10・11号住居)。13号住居は残存状況が悪く、焼土の広がりが西壁部に近接して検出されている。12号住居は南東に偏して焼土が検出されている。カマドや炉の対辺に戸口があるとすると、集落内の通路は第3図のように南北に復原される。奥谷西遺跡の北側に隣接してケシケ谷遺跡があり、同時期の竪穴住居が一棟検出されていて、通路を北にとると、そこに至る。さらに、西側の未調査区にも数棟の竪穴住居があるものと推定されるため、西に伸びる通路が想定される。土坑6は坑内に鋤鍬先2と須恵器杯蓋を埋納していたもので、この周囲の空閑地は祭祀を行う「広場」的な性格を有していたのであろう。

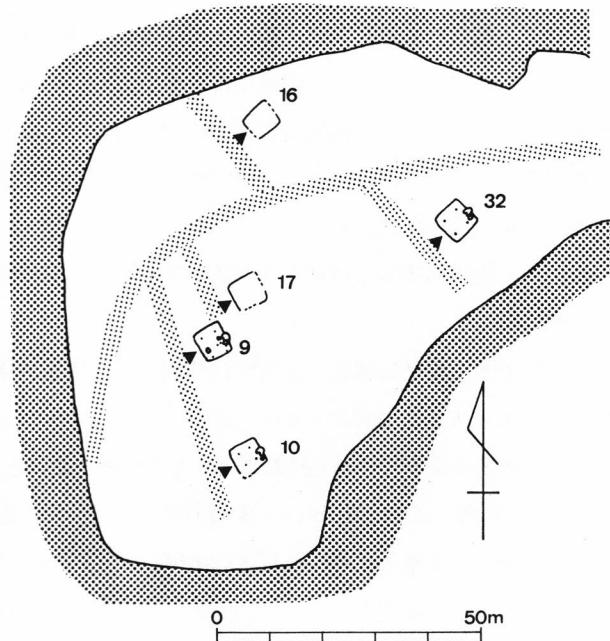
1棟の竪穴住居でその背後・側面に空閑地(=「園宅地」?)を想定できるのは9・12・11号住居で、これらは1棟で独立していたようである。9・10号住居に関しては、2棟で一つの空閑地を背後に有していることから、これらの竪穴住居は一つの群にまとめられよう。これをもとに、住居跡小群に分類すると以下の通りになる。

I (13号住居) II (12号住居) III (9・10号住居) IV (11号住居)

12号住居と9号住居の間で通路が屈曲してS字を描いているのは、なんらかの障害物があったのであろう。それは、12号住居と9号住居のそれぞれの「園宅地」がここで隣接して、その間を通路が縫ったためであろう。いわば、住居跡小群の「園宅地」が通路によって画されていたのである。

そのため、ここで竪穴住居群の分布は大きく二分されよう。住居跡小群でいうとI・IIとIII・IVに二分でき、これらは住居跡群と捉えられよう。南群の9・10・11号住居はカマドと共に床面中央付近に炉を有しており、北群の13・12号住居とは異なった床面利用をしていることは、これを傍証しよう。

千葉県千葉市有吉遺跡
(第3次)¹⁹ 小台地上に位置し、発掘調査により弥生時



第4図 有吉遺跡(第3次) ▲は入口
(注19より加筆・転載)

代末～歴史時代の13棟の堅穴住居と古墳等を検出している。これらのうち、古墳時代後期（鬼高期）の堅穴住居は5棟である。これらの堅穴住居はすべて、北東一南西にその主軸を有している。カマドは16・17号住居が古墳によって削平されているが、すべて北東壁の中央よりやや南寄りに築かれており、貯蔵穴はカマドの右側に設けられている。9号住居では南東辺に平行してベッド状の高まりがあり、カマドの右辺に戸口を想定するには無理がある。これらの住居は相互に時間的な差は認められないと報告されており、すべて同時にあったと判断される。

さて、この小台地は東から西・西南に張り出しており、東には平坦地が大きく広がっている。このことから、この小集落内の一つの通路は小台地の張り出し方向と同じく、西南から東北に向けて通じていたと言えよう。堅穴住居の分布を見ると、16号住居と17・32号住居の間に大きな空閑地がある。また、9号住居と10号住居の南西壁が一直線に揃い、17号住居と10号住居の北東壁もほぼ直線的に揃う。ここに通路を設定して、各戸に至る通路を復原したのが第4図である。

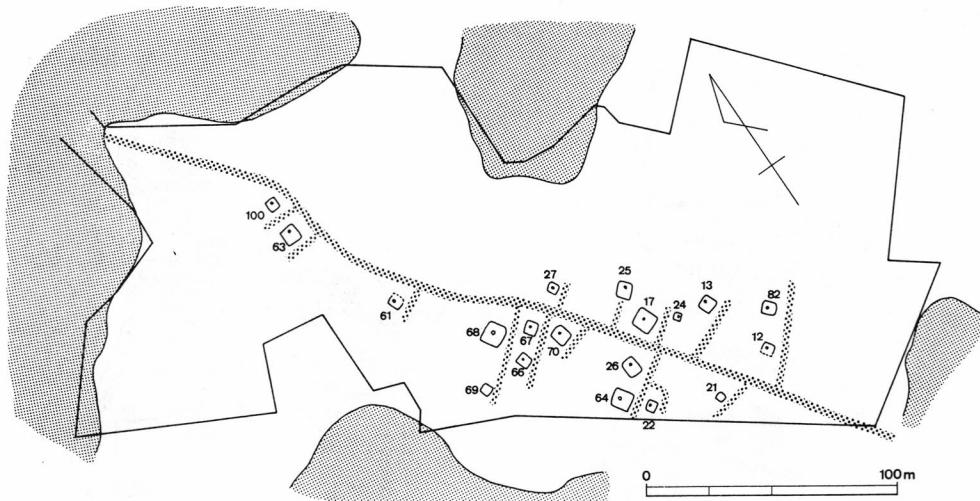
これからこの台地上の堅穴住居を住居跡小群にグルーピングすると次のようになる。

I (32号住居) II (16号住居) III (17号住居) IV (9・10号住居)

4 道から見た集落内の集団構成

前節では集落内に道を復原することにより、集落における各堅穴住居群のグループが鮮明になることをみてきた。大規模集落においても、住居跡小群が有機的に関連して集落を構成することに対して、異論はまずないであろう。しかし、大規模に継続した集落では堅穴住居の夥しい重複関係があり、堅穴住居の配置には住居跡小群が現われないとの考えもあるように、はなはだ、その見極めが難しい。この節では、多くの住居跡小群が集まっている例——大規模集落や継続して集落が営まれた例を検討して、集落内の住居跡小群の構成を見ていこう。

千葉県千葉市馬ノ口遺跡²¹ 古墳時代前期の堅穴住居19棟を検出している。堅穴住居の主軸と分布から大きく二群に分かれ、63・100号住居といった北に位置するものと、その他の南に分布するものである。前者はその方位をほぼ北にとり、後者は北東に主軸をもつ。²⁰ 24・25号住居を除く全ての住居は、床面中央よりやや北に偏して炉があり、その対面の南辺に戸口があったと考えられる。17・22・64・66・70号住居の南辺に近接して検出した小ピットを梯子ピットとすると、戸口の位置と矛盾しない。24号住居は床面中央やや南寄りに、25号住居は中央やや東寄りに炉があり、それぞれの対辺にあたる北辺、西辺に戸口が想定される。



第5図 馬ノ口遺跡(注21より加筆・転載)

台地の広がりと、堅穴住居の分布から北西—南東に通じる通路が集落を縦貫する主道としてあったと考えられる。北から100・63・61・68・67・70・26・12号住居の東辺がよく揃い、しかも帶状の空閑地が確保され、この位置に通路が復原できる。さらに、堅穴住居の入口部分の位置関係から、枝道を復原すると、第5図のようになる。炉が他と異なった位置にあった24・25号住居は、25号住居の枝道が戸口に直接通じ、24号住居が17号住居と対面し枝道を共有する配置になる。また、22号住居は主道からの距離が遠いため、26・64号住居の枝道から分かれさせた。

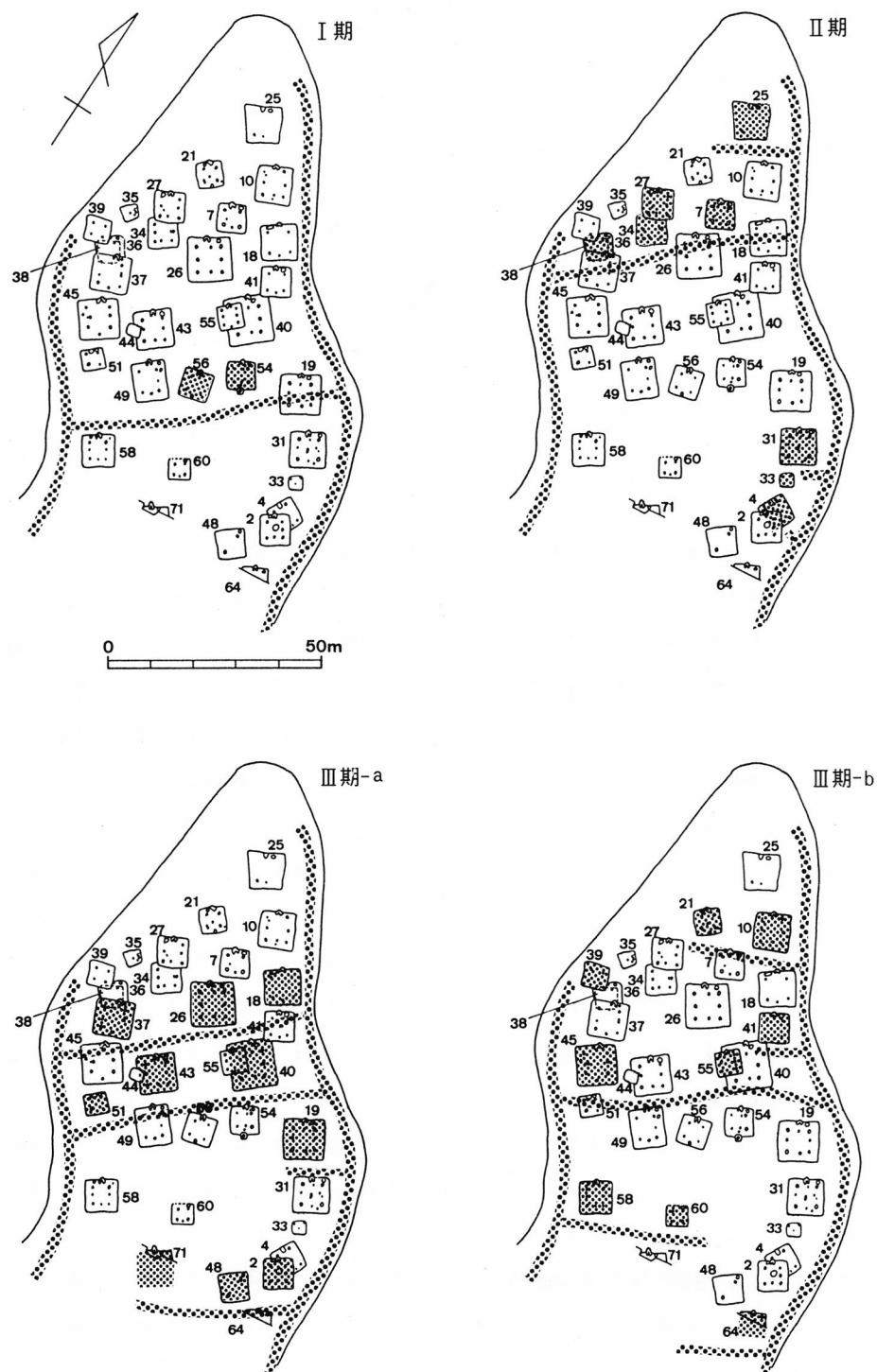
住居跡小群について見ておこう。先に見てきたように、枝道を共有する堅穴住居は住居跡小群と認めよう。以下、住居跡小群を掲げよう。

(100号住居)(63号住居)(61号住居)(68・69号住居)(67・66号住居)(27号住居)(70号住居)
(25号住居)(17・24号住居)(26・64・22号住居)(13号住居)(21号住居)(82・12号住居)

馬ノ口遺跡は集落としての規模は大きいが、第3節で検討した谷田木曽地遺跡や有吉遺跡(第3次)と集落構成はよく似ている。通路が主道から細かく枝分かれし、通路全体がいわば「葉脈状」に通じて、集落の堅穴住居を有機的に関連づけている。そして、枝道毎に住居跡小群が分布して、集落を構成している。有吉遺跡(第3次)や谷田木曽地遺跡と集落構成は基本的に同じで、その集落規模が拡大しただけと言えよう。

²² 千葉県東葛飾郡沼南町大井東山遺跡 古墳時代中期から奈良時代にかけての集落である。小笠原好彦はこの遺跡における単位集団の移動を分析しているが、異なった視点から検討してみよう。

同遺跡は台地上の北側約1/2が調査され、調査地内では古墳時代の35棟の堅穴住居(中



第6図 大井東山遺跡(注22より加筆・転載)

期：2 後期：33)が検出されている。後期の堅穴住居には、すべて、カマドが設けられており、主として北側に位置している。出土土器から、後期の堅穴住居をV期に区分して報告している。以下、それを掲げる。

I期 54・56号住居

II期 7・4・25・27・31・33・34・36号住居

III期 10・18・19・26・37・39・41・43・48・51・55・58号住居

IV期 44・49号住居

V期 35号住居

時期を言及していない一部の堅穴住居については、出土土器から時期を決定できないものと理解する。I～IV期の堅穴住居出土の土器型式は連続したもので、すなわち、この間は一共同体が継続的に活動を営んでおり、共同体の断続や交替は認められない。なお、II期を6世紀中葉、IV期を7世紀中葉頃に比定している。

では、通路の復原にかかろう。まず、集落の東西・南北はこの遺跡の場合、台地の縁辺と一致しているので、各時期を通じての不变の道があったと推測される。ついで、大方の住居の戸口が位置する堅穴の南辺に注目して見ると、北東—南西に一直線に揃っている群があるので気付く。時期の分かっているものでは、II期の7・34・36号住居、III期の8・26・37号住居、43・51号住居がそれらである。さきに検討を加えた谷田木曾地遺跡では、各堅穴住居を結ぶ通路は戸口を結ぶかのように直線的に復原できた。この考えを援用すると、大井東山遺跡のこれらの位置に、その時々の通路があったものと復原できる。さらに、時期のわからない住居跡を含めて考えると、10・21号住居、55・45号住居、40・43・51号住居、60・58号住居、2・48・71号住居の堅穴の南辺が一直線に並び、これらの南側に通路を想定できる。住居の切り合い関係や通路と堅穴の重なり、隣接した堅穴の間に並存のための空間を考慮して、各時期別の住居の分布と通路を復原したのが第6図である。

III期の復原について若干触れておこう。III期の住居はそれらの間で切り合い関係が認められるので、複数の時期に分かれることは間違いない。40・41・55号住居の住居跡に着目すると、40号住居→41・55号住居の先後関係がある。41号住居と55号住居は並存が可能な空閑地がある。41号住居は南の40号住居を切っており、北の18号住居とも近接し過ぎて並存は不可能である。それ故、41号住居と並存を求めるには、その北側の10・21号住居の並びが候補となる。一方、40号住居の並びは18号住居の並びと並存が可能な位置にある。39号住居は37号住居と、64号住居は48号住居とそれぞれ近接し過ぎて並存は無理である。II期aからb期へは、18・26・37号住居→10・21号住居、40・43・51号住居→45・55号住居と南から北へと移動しているので、南半の住居跡も南から北への移動として図示した。19

号住居は1棟で孤立しており、同じく1棟で独立している41の住居に移動したものと判断した。

通路の共有関係から住居跡小群に群別すると以下の通りになる。(Ⅳ・V期略)

I期 (54・56号住居)

II期 (25号住居)(7・34・38号住居→7・27・36号住居)(31・33・4号住居)

III期a (18・26・37号住居)(40・43・51号住居)(19号住居)(2・48・71号住居)

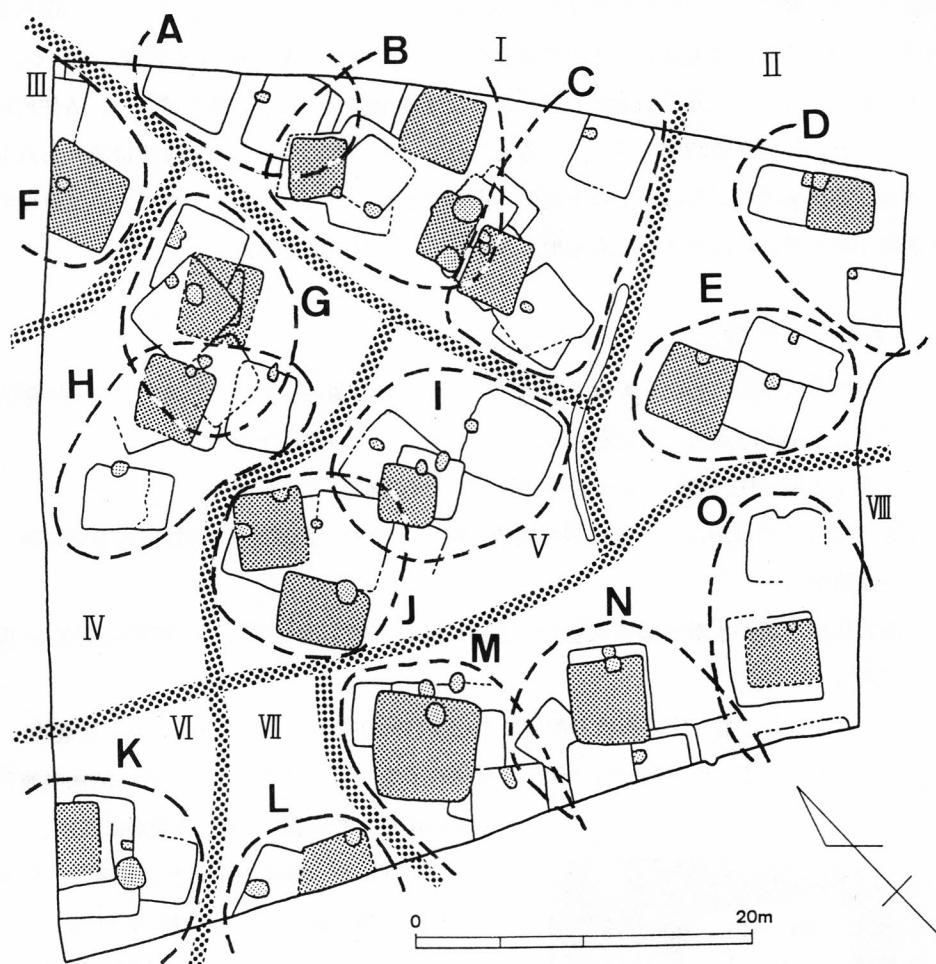
b (10・21号住居)(39号住居)(41号住居)(55・45号住居)(60・58号住居)(64号住居)

34号住居や38号住居など、数棟の住居は各時期内で個々に建て替えているが、各期の変わり目には住居跡小群は一斉に建て替えを行って、住居を移動している。例えば、II期の7・27・36号住居の南辺の通路は、III期bの18・26・37号住居の竪穴の上にあり、III期aの10・21号住居の住居の通路はII期の7・27・36号住居の竪穴の上に設定される。それゆえ、通路を復原して通路と竪穴の切り合いをみると、これらの住居はII期の住居とは同時並存が不可能である。このような関係は、III期のaとbの小期の間にも見てとれる。これは竪穴の建て替えが住居跡小群ごとというよりも、集落全体で一斉に計画性をもってなされたためであろう。また、II期以降、調査地の北半と南半に分かれて竪穴住居が分布しており、それぞれ住居跡群と認識されよう。

²⁴ 京都府城陽市芝ヶ原遺跡 1975年の調査により、約2,400m²の調査地で、76棟の竪穴住居を検出している。集落の存続時期は6世紀後半から7世紀初頭の比較的短期間で、重複関係が著しく、通常、4回から5回の重なりを持っている。

まず、複雑に重複した竪穴住居の間に通路を設定して、住居跡小群をグルーピングしてみよう。これまで数例の集落で見てきたように、基本的に、各住居跡小群は通路によって分割されるので、住居跡小群が通路を侵食しない限り、通路は帯状の空閑地として残る。はたして、芝ヶ原遺跡の場合、竪穴住居の分布の間に空閑地が見て取れる。調査地のやや西を北西—南西に通じるものや、やや東側を北—南に走るものがある。さて、ここで注目したいのは、直線にして15.95m、深さ25~35cm、幅50cm前後で、両端が袋状に終わる溝を検出している(調査地中央部やや南側:東西方向の溝)。竪穴住居と同時期のもので、自然の傾斜と逆の傾きを持つため人工のものと判断されている。その用途としては、なんらかの区画の溝と報告されている。この溝に沿って空閑地が北東に連なり、ここにも通路が復原できる。本来は、こういった溝が通路の横に穿たれていたのかもしれない。通路の復原から、この調査区内には8単位(I~VIII)の住居跡小群がみてとれる。

次に、住居跡小群内の竪穴住居の建て替えを見ていこう。住居跡小群は数個の竪穴住居の集合体であり、かつ、竪穴住居の建て替えはその住居跡小群内で完結していると考えら



第7図 芝ヶ原遺跡(注24より加筆・転載)

れるので、住居跡小群ごとに検討して差し支えないだろう。

- I カマドを住居の北辺に設けるもの(A?・C)とコーナーに設けるもの(B)
- II 住居の東辺にカマドを有するもの(E)とコーナーに有するもの(D)
- III 一群で住居跡小群を構成(F)
- IV カマドを住居の北辺に設けるもの(G)と東辺に設けるもの(H)
- V カマドが北辺→東辺に変わる「相似」の二群(I・J)
- VI 一群で住居跡小群を構成(K)
- VII 一群で住居跡小群を構成(L)
- VIII カマドを東辺に設ける重なりが「相似」する三群(M・N・O)

これらのA～Oの15単位に分けた各グループはその中で重複が著しく、それぞれが1棟

の堅穴住居の建て替えの集積を示すものと思われる。網をかぶせた住居は切り合い関係を有するもののうち、最も新しい住居であるが、先に分類したA～Oによく合致している。

芝ヶ原遺跡では、大井東山遺跡でみたような集落全体の一斉建て替えではなく、各住居跡小群内で堅穴住居を隨時建て替えたと考えられる。その際に大幅な道の変更は認められないのは、住居跡小群ごとに一定の土地の「占有」が行われていたためであろう。これは各住居跡小群を経営単位とする「園宅地」が成立していたと考えられる。

5 まとめと予察

各遺跡の堅穴住居の並び・配置と通路の位置が密接に関わっていると考え、現在の堅穴の配置から集落内の通路の復原を行った。その際に、次の①～④を目安に復原した。

①群在する堅穴住居の戸口をつなぐ曲線(奥谷西遺跡)。

②堅穴住居の戸口が設けられた辺が複数の堅穴住居で一直線に並ぶ(谷田木曾地遺跡・大井東山遺跡)。

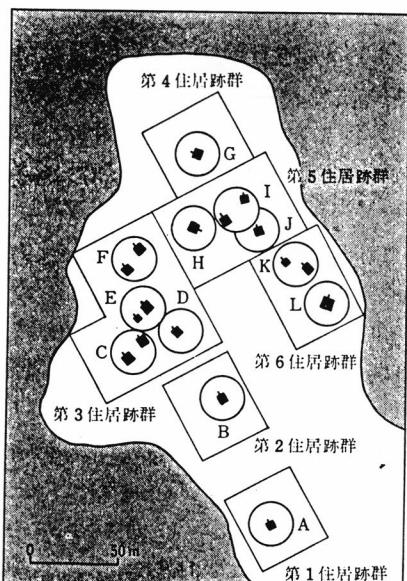
③堅穴住居の辺が複数の堅穴住居で一直線に並び、空閑地が平行して帯状に連なる(馬ノ口遺跡)。

④建て替えられて群在する堅穴の配置の中に帯状の空閑地が認められる(芝ヶ原遺跡)。

この通路もそれぞれの堅穴住居に伴う「付属物」的なものと考え、切り合い関係や並存関係の指標として扱い、集団の変遷に利用した。

そして、通路＝「集団の境界」と認識し、集落内の集団分類の補助線として大いに活用した。グルーピングは、枝道を共有する堅穴住居群を共有しない堅穴住居よりも強い結びつきを有しているものと考え、これを「住居跡小群」とした。さらに、住居跡小群の「住み分け」を「住居跡群」とした。堅穴住居が集合して住居跡小群に、これが集合して住居跡群、住居跡群が集合して集落を構成していると考えた。

住居跡小群と住居跡群の関係について見ておこう。再度、高橋一夫の考察を振り返ってみよう。高橋は、²⁵埼玉県上組II遺跡や千葉県タルカ作遺跡の堅穴住居の分布から、住居跡小群・住居跡群を設定した。1棟の住居跡を消費の基礎



第8図 タルカ作遺跡第Ⅱ期
(注6より転載)

的な単位とし、1～数棟で構成される住居跡小群を1世帯、住居跡群を複数の世帯の集合と捉え、集落はこの住居跡群の集合体であるとする。一方、住居跡群を一つの世帯とする見方も提示しており、定まった考え方を示していない。住居の分布から言うと、各遺跡で住居跡群に比定できる堅穴住居の群が見て取れる場合があるのは、先に見てきた通りである。その際にそれらを「住居跡小群」・「住居跡群」としたが、高橋の考えが上述のようにまとまっていることもあり、その概念は若干異なっているものと思われる。堅穴住居1戸が消費の基礎的な単位であることは、各戸に炉やカマドが設けられていることから明らかである。私見による住居跡小群の特色を列挙すると、次のとおりである。

- ①一～数棟の堅穴住居で構成されている。
- ②各住居は枝道を共有して、その道に対して戸口を開けている。
- ③少なくとも古墳時代後期には、「園宅地」の占有単位である。
- ④大井東山遺跡のように、一斉建て替えの単位として把握できる。

これから、住居跡小群は血縁関係を有した小集団——「イエ」と認識され、共同体論の立場で言うと単位集団・世帯共同体に比定されるものとしたい。

それでは住居跡群はどういった性格の集団になるのであろう。その特色を掲げると、次のとおりである。

- ①住居跡小群が複数集合している。
- ②数個が集まって集落を形成する。
- ③集落の一定の場所を占地し、いわば他の住居跡群と「住み分け」ている。
- ④奥谷西遺跡でみたように、住居跡群によって堅穴住居の屋内利用方法が異なる。²⁶

共同体的にその性格はよく分からぬが、④に見るよう、集団の差は歴然としている。屋内利用の差が集団の出自の差によるものとすると、住居跡小群よりも広範な血縁関係で結ばれていた「大家族」・「親族」と言えよう。また、注目されるのは、大井東山遺跡ではⅠ期の段階では一単位の住居跡群で集落が構成されていることである。さらに、広義の高地性集落に分類される谷山遺跡においては、2群の住居跡群が分布する。奥谷西遺跡でも2群の住居跡群で集落を構成する。集落の移住には、母村全体の移住の場合と一部の移住のケースが想定できるが、上記の集落は一部の移住——分村と考えられ、この場合には住居跡群1～2が母村から分かれ独立——実際には「半独立」であるが——したといえよう。住居跡群は、完結した小宇宙としての「集落」を構成する小集団であり、「大家族」は完結した一集落に発展していく潜在力を内在した「共同体の雛形」と言えよう。

今回検討を加えた弥生・古墳時代の集落を振り返ると、集落の構成に大きく、二様の形態が窺える。極めて計画的に配置された集落とそうでない集落である。前者は、大井東山

遺跡で見たように、横に建ち並んだ竪穴住居群の配置企画や建て替えの際の集落全体の計画性が指摘される。要因としては、集落全体の規制が住居跡小群の自立性を抑え込み、それらに多大に作用していたことが挙げられよう。このような極めて計画的に竪穴住居を配置した集落は、いわゆる「計画村落」の一端が反映されているのではなかろうか。一方、谷山遺跡・奥谷西遺跡・馬ノ口遺跡で見たような、通路を介して、いわば、雑然と竪穴住居が分布し、隣接した竪穴住居が数棟で住居跡小群に比定できる例——「葉脈状」の集落は、自然村落と位置づけられないか。

さらに、芝ヶ原遺跡で見た一定の区画に竪穴住居が多く集積して建て替えられているのは、住居跡小群による宅地の「占有」が行われたものと積極的に考えられる。同じ様相は京都市常盤仲ノ町遺跡²⁸や同花園遺跡²⁹、城陽市正道遺跡³⁰でも見られる。少なくとも、畿内とその周縁部では、6世紀後半代には、住居跡小群による土地の「占有」がなされていたと判断される。ただし、弥生時代の集落においても竪穴住居の背後に空閑地があり、これらを「園宅地」と捉えることもできる。今回取り上げた集落が時間的に連続しないという制約があり、弥生集落の「空閑地」が時間的に連続するか否かはよく分からぬ。弥生時代に連続して営まれた集落資料を分析し検討を加え、詳しくその成立過程を見る必要があろう。

以上、思いつくままに私見を述べてきたが、集落内に通路を復原する方法は集落分析の一手法になると考える。

この小論をまとめるにあたって、(財)長岡京市埋蔵文化財センターの木村泰彦氏に谷山遺跡の事実関係について御教示を得た。ここに記して感謝の意に替えます。

(いわまつ・たもつ=当センター)

- 1 近藤義郎「共同体と単位集団」『考古学研究』6-1 1959
- 2 和島誠一・金井塚良一「集落と共同体」『日本の考古学 古墳時代(下)』V 河出書房 1966
- 3 都出比呂志「農業共同体と首長権」『講座日本史 古代国家』1 東京大学出版会 1970
- 4 都出比呂志「ムラとムラの交流」『図説日本文化の歴史』1 小学館 1979.3
- 5 小笠原好彦「古墳時代竪穴住居集落にみる単位集団の移動」『国立歴史民俗博物館研究報告』第22集 国立歴史民俗博物館 1989.3
- 6 高橋一夫「集落の形態 東日本の集落」『古墳時代の研究 集落と豪族居館』2 雄山閣 1989.6
- 7 水野正好「縄文時代集落復原への基礎的操作」『古代文化』第21巻第3・4号 1969.3・4
- 8 『東山遺跡 大阪府文化財調査報告書』(財)大阪府文化財センター 1980.3
- 9 水野正好「群集墳の構造と性格」『古代史発掘』6 講談社 1975
- 10 京都府内にあっては、大枝山古墳群の報告書で論じられている。
『大枝山古墳群 京都市埋蔵文化財研究所調査報告』第8冊 (財)京都市埋蔵文化財研究所 1989

- 11 小宮恒雄「弥生時代中期の方形周溝墓」『歳勝土遺跡 港北ニュータウン地域内埋蔵文化財調査報告』V 横浜市埋蔵文化財調査委員会 1975
- 12 渡辺修一「古墳時代堅穴住居の構造的変遷と居住空間」『研究連絡誌』第11号 (財)千葉県文化財センター 1985.2
- 13 南関東地域の古墳時代後期初頭の段階で、カマドの造られた辺の横の辺に入口が設定されたとする研究がある。これらの議論の前提には、入口が南・南東を指向するという考えを過大に普遍化し過ぎているきらいがある。さらに、彼らが例に挙げている集落遺跡の例に於て、カマド横に戸口を想定しては通路の復原に不都合な点が生じる場合もある。
- 柿沼幹夫「結語 住居跡について」『下田・諏訪 埼玉県遺跡発掘調査報告書』第21集 埼玉県教育委員会 1979
- 笛森健一「堅穴住居の使い方」『集落と豪族居館 古墳時代の研究』2 雄山閣 1990.6
- 渡辺修一 前掲注12
- 14 都出比呂志「家とムラ」『日本生活文化史 日本的生活の母胎』1 河出書房新社 1975
- 15 藤田憲司「単位集団の居住領域」『考古学研究』第31巻第2号 1984.9
- 16 「谷田木曾地遺跡」『千葉ニュータウン埋蔵文化財調査報告書』VIII (財)千葉県文化財センター 1984
- 17 木村泰彦「右京第237次(7ANJNN地区)調査略報 谷山遺跡」『長岡京市埋蔵文化財センター年報 昭和61年度』 (財)長岡京市埋蔵文化財センター 1988
- 18 藤原敏晃「奥谷西遺跡」『京都府遺跡調査報告書』第10冊 (財)京都府埋蔵文化財調査研究センター 1988
- 19 『千葉県東南部ニュータウン バクチ穴遺跡・有吉遺跡(第3次)・有吉南遺跡』14 住宅・都市整備公団 (財)千葉県文化財センター 1983
- 20 後藤宗俊「弥生時代集落についての覚書」『研究紀要Ⅱ』大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 1985.3
後藤宗俊「弥生時代のイエについての覚書」『東アジアの考古と歴史』中 岡崎敬先生退官記念事業会 1987.11
- 21 『千葉東南部ニュータウン 馬ノ口遺跡・有吉城跡・白鳥台遺跡』15 住宅都市整備公団・(財)千葉県文化財センター 1984
- 22 『大井東山遺跡・大井大畑遺跡』千葉県土木部・(財)千葉県文化財センター 1987
- 23 注5に同じ
- 24 『芝ヶ原遺跡発掘調査報告書』芝ヶ原遺跡調査会 1980
- 25 注6に同じ
- 26 かつて、京都府内の集落で、カマドの有無で堅穴住居をグルーピングできる例があることを論じたことがある。
- 岩松保「カマドの有る住居と無い住居」『京都府埋蔵文化財論集』第1集 (財)京都埋蔵文化財調査研究センター 1987
同じ様相は滋賀県蒲生郡蒲生町堂田・市子遺跡でも指摘されている。
- 宮崎幹也「堅穴住居に付随するカマドの検討——滋賀県下の検出例から」『紀要』第1号 (財)滋賀県文化財保護協会 1988.3
- 27 直木孝次郎「古代国家と村落——計画村落の視覚から」『ヒストリア』第42号 1965
- 28 『常盤仲ノ町遺跡発掘調査報告書』 (財)京都市埋蔵文化財研究所 1978
- 29 「平安京跡(右京一条三坊九町)昭和54年度発掘調査概要」『埋蔵文化財発掘調査概報』(1980-3) 京都府教育委員会 1980

「住宅公団花園鷹司団地建設敷地内埋蔵文化財発掘調査概報—平安京右京土御門木辻—」『埋蔵文化財発掘調査概報集』鳥羽離宮跡研究所 1976

- 30 高橋美久二・近藤義行「正道遺跡発掘調査概報」『城陽市埋蔵文化財発掘調査報告書』第1冊 1973 など

〔追記〕

脱稿後、高橋一夫「集落分析の一視点—入口と集落の道」(『埼玉考古』第21号埼玉考古学会 1983)の論考に触れる機会を得た。拙稿の集落分析の手法に高橋氏の考えがよく合致することから、氏の考えを援用させていただいたが、それは拙稿と同様の手法で作業を積み重ねて到達した考え方であることを知った。氏の論考に及ぶべくもないが、分析した集落や時代が異なることもあり、改稿せずに出稿することとした。